

広島県告示第八百六十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年十一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県広島港湾振興事務所港湾課において縦覧に供する。

令和二年七月三十日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

丹那地区

1 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線、基点三と基点四を結んだ線、基点一と基点四を水際線で結んだ線及び基点二と基点三を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 広島市南区宇品海岸三丁目の国土地理院四等三角点「宇品」（北緯三四度二分二四秒一九九五、東経一三二度二八分四二秒六一〇二、標高二・七五メートル）

基点一 基準点から一二度〇四分二六秒の方向五六九・六一メートルの点

基点二 基点一から二七〇度五九分五八秒の方向六三・七五メートルの点

基点三 基準点から三五〇度一六分一一秒の方向八七八・四六メートルの点

基点四 基点三から五四度一〇分五五秒の方向一四・八〇メートルの点

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物